



●内務省訓令第九號

△道路行政に關係ある法律、命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざることは凡て本欄に於て紹介す  
 △道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

内務省土木事業従務員旅費月額規程中左ノ通改正シ昭和十一年七月一日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十一年七月十四日

内務大臣 潮 惠之輔

法 令

土 木 局  
 土木出張所  
 土木試験所

第一條第一項中「及在勤廳所在地工場」ヲ削リ「(一)在勤廳所在地工場員旅費月額」ヲ「(二)在勤廳所在地工區事務所員旅費月額

工區主任 {技師 五等以上 三十圓  
 同 六等以下 二十七圓} ニ改ム

同條第二項ヲ左ノ如ク改ム

獨立ノ機械工場其ノ他工區事務所ニ屬セサル工場ニ從務スル者ノ旅費月額ハ前項(一)(二)ノ工場主任、附屬員ノ例ニ依ル

第三條 在勤廳所在地外ノ事務所又ハ工場ニ從務スル場合ハ其ノ事務所又ハ工場著ノ翌日ヨリ發ノ前日マテ旅費月額(月ノ中途ナル)ヲ支給スヘシ

在勤廳所在地ノ事務所又ハ工場ニ從務スル場合ニ於テ其ノ勤務全月ニ互ラサルトキハ日割ヲ以テ旅費月額ヲ支給スヘシ

第三條ノ二ヲ削ル

第四條第一項及第二項ヲ左ノ如ク改ム

事務所又ハ工場從務ノ者他ノ事務所、工場ノ從務ヲ兼ヌ

ル場合ニ於テ其ノ距離三里以上ナルトキハ左記甲ノ金額  
以內、六里以上ナルトキハ左記乙ノ金額以內ヲ旅費月額  
ニ加フルコトヲ得

甲 技師 他ノ工區主任ヲ兼ヌル場合

九圓

屬、技手

六圓

雇員 (工費支辨ノ雇員ヲ含ム)

四圓五十錢

乙

甲ノ倍額

道路工事ニ従事スルモノニ對シテハ當分ノ内第一條第一

項(一)ノ旅費月額ニ左記金額以內ヲ加フルコトヲ得

技師、屬、技手

九圓

雇員 (工費支辨ノ雇員ヲ含ム)

六圓

第九條ヲ削ル

「滿洲」愛路使命 (長興善郎氏の一文から)

王道坦々 天行愈健  
鐵路縱横 民享其福  
人々愛路 家々納福  
萬里捷運 朝發夕至

愛路といふ言葉が内地人には一寸見當がつくまい。治安は道  
路から、福利は道路から、そして文化は道路から——といふの  
が滿洲國では先づ一着手の仕事なのだ。道路は交通だけのもの  
ではない。便利だけのものでもない。それ以上に國民全體の生  
命と生活を安全にし國土を開發する動脈なのだ。

……前提になつて愛路であるともいへる、道路のあるこ  
とは匪賊にとつても便利なわけのやうだが、餘りに堂々たる天  
下の大道は化け者には明るくすぎるのであらう。しかし夜間に道  
路を襲ふ位のことには出来る……愛護村……あらゆる道路の光り  
のために滿洲はどんなに明るくなつたか判るまい。